

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則
- 岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

財産活用課
医療推進課
経営支援課

（以上県例規集登載）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
- 岡山県製造業設備投資サポート資金融資制度要綱の一部改正
- 岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱の一部改正
- 岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則

健康推進課
子ども未来課
建築指導課
教育委員会
経営支援課
港湾課

目次

担当課（室）

則に基づく港湾施設及び電子計算機の指定の一部改正

（以上県例規集登載）

- 特定施設の設置許可申請
- 救急病院の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 保安林の指定の解除
- 建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更
- 港湾施設の貸付け
- 都市計画の変更
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可

環境管理課
医療推進課
障害福祉課
治山課
監理課
道路整備課
港湾課
都市計画課

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 政治団体の名称等の公表 【選挙管理委員会】 (以上県例規集登載) ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 【公 告】 ○ 岡山県医療審議会からの答申 ○ 種畜証明書の有効期間の延長 ○ 公共測量の終了 ○ 建設業の許可の取消し ○ 道路の位置の指定 【企 業 局】 ○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 ○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県企業局組織規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程 | <p style="text-align: center;">目 次</p> |
| <p>選挙管理委員会</p> <p style="text-align: center;">〃 〃 〃 〃 〃</p> <p style="text-align: right;">総務企画課 建築指導課</p> | <p style="text-align: center;">担当課（室）</p> <p style="text-align: right;">県民生活交通課 医療推進課 畜産課 監理課</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 【公安委員会】 ○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 〃 | <p style="text-align: center;">目 次</p> |
| <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: right;">生活安全企画課</p> | <p style="text-align: center;">担当課（室）</p> <p style="text-align: right;">〃 〃 〃</p> |

◎岡山県規則第二十六号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五級地の項中「岡山県立岡山瀬戸高等支援学校」の下に、「岡山県立倉敷まきび支援学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県規則第二十七号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第九号中「及び准看護師試験委員」を「、准看護師試験委員及び岡山県がん対策推進協議会」に改める。

第二百二十六条の表中

| | | |
|-------------|--|-------|
| 岡山県准看護師試験委員 | 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の定めるところによる准看護師試験の実施に関する事務 | 医療推進課 |
|-------------|--|-------|

| | | |
|--------------|--|-------|
| 岡山県准看護師試験委員 | 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の定めるところによる准看護師試験の実施に関する事務 | 医療推進課 |
| 岡山県がん対策推進協議会 | 岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の規定によるがん対策の総合的な推進に係る事項の調査審議に関する事務 | 医療推進課 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十八号

岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（平成十二年岡山県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「ただし、」の下に「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第四条の規定による廃止前の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県告示第七十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金から適用する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金の項を次のように改める。

| | | | | | | | |
|-----|------------------|----------------------|---------------------|-------------------------|------------------|--------------|--------------|
| | | 岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金 | | 子育て支援の充実 | | | |
| 中核市 | 指定都市及び | 民間団体等 | 市町村、社会福祉法人等 | 市町村 | 市町村 | 1 保育所緊急整備事業等 | 事業ごとに知事が定める率 |
| | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | 岡山いきいき子育て応援事業 | 2 児童養護施設等施設職員の研修事業等 | 1 児童養護施設等の施設内遊具の安全対策事業等 | 2 児童虐待防止対策緊急強化事業 | | |

表保健福祉部の部おやかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-----------------------|------------------------|-----|-----------------|---|
| 岡山県少子化 対策強化交付 金 | 地域における 少子化対策の 強化 | 市町村 | 地域少子化対策強 化事業 | 補助対象経費の実 支出額と総事業費 から寄付金その他 の収入額を控除し た額のいずれか低 い額の十分の十。 ただし、指定都市 及び中核市にあつ ては二千万円を、 その他の市町村に あつては八百万円 を限度とする。 |
|-----------------------|------------------------|-----|-----------------|---|

◎岡山県告示第七十一号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分補助金から適用する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表土木部の部がけ地近接危険住宅移転事業費補助金の項を削り、同部岡山県木造住宅

耐震改修事業費補助金の項中

| | |
|----------------------|--|
| 木造住宅の耐震化 工事に要する費用 | 補助対象経費の四 分の一以内で、か つ、市町村が事業 者に補助する費用 の四分の一以内。 ただし、一住宅に つき二十五万円を 限度とする。 |
|----------------------|--|

を

| | |
|---------------------|--|
| 1 木造住宅の耐震改修工事に要する費用 | 補助対象経費の四分の一以内で、かつ、市町村が事業者に補助する費用の四分の一以内。 |
| 2 木造住宅の部分改修工事に關する費用 | ただし、1についでは一住宅につき二十五万円を、2 |
| 3 耐震シェルター設置工事に要する費用 | については一住宅につき十万円を、 |
| 4 防災ベッド設置工事に要する費用 | 3については一住宅につき五万円 |

に改める。

表教育委員会の部ホリデーわくわく学習支援事業補助金の項を削る。

| |
|--|
| |
| を、4については 一住宅につき二万 五千円を限度とす る。 |

◎岡山県告示第七十二号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「平成十八・〇九・十二中庁二号」を「平成十八・〇九・十二中庁第二号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 産業振興財団 公益財団法人岡山県産業振興財団をいう。

第二条に次の三号を加える。

十一 創業等関連保証 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「新事業活動促進法」という。）第四条第一項の創業等関連保証をいう。

十二 創業関連保証 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百五十一条の創業関連保証をいう。

十三 流動資産担保融資保証 流動資産担保融資保証制度要綱（平成十三・十二・十四中庁第三号）に基づく信用保証制度をいう。

第四条第一号中「別表第十一号」を「別表第四号」に改め、「資金」の下に「及び同表第八号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2(4)に該当する者に係るものに限る。）」を加え、同条第七号を次のように改める。

七 別表第三号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）にあつては、流動資産担保融資保証を受けること。

第四条第八号中「別表第十一号」を「別表第四号」に改め、同号イ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下この号及び別表において「新事業活動促進法」という。）第四条第一項に規定する創業等関連保証」を「創業等関連保証又は創業関連保証」に改め、同号ロ中「の」を「又は産業競争力強化法第二条第二十三項第一号若しくは第三号に規定する」に改め、同号ハ中「である」を「又は産業競争力強化法第二条第二十三項第二号若しくは第四号に規定する創業者である」に改め、同号ニ中「融資実行時」を「融資の実行」に改め、同条に次の一号を加える。

九 別表第八号に掲げる資金の融資を受けようとする者であつて、許可、認可、登録等を必要とする業種を新たに営もうとする場合には、金融機関による融資の実行（融資が保証協会の保証付きの場合は、保証協会による保証の承諾）までに、当該許可等を取得していること。

第六条第二項を次のように改める。

2 別表第五号に掲げる資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる計画のいずれかを策定するとともに、第二号に掲げる計画を策定する場合にあつては、当該計画について事業再生資金審査会の審査を受けなければならない。

一 産業振興財団が実施する岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画

二 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に

基へ経営改善計画

第八条第一項中「知事が」を「産業振興財団の認定書（同表第八号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）に係るものに限る。）、「知事が」に「5」を「6」に改める。

第十一条第二項中「支援センター」を「産業振興財団」に、「融資対象者」を「融資の対象者」に、「推薦」を「認定」に改める。

同表中「第4条及び第5条」を「第6条、第8条、第11条」に改め、同表録1中「年2.00%」を「年2.00%以内」に、「年1.85%」を「年1.85%以内」に、「平成18年経済産業省告示第14号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに、付表（保証料）の利率（年）以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出することができない場合に該当する者については、付表の区

分5を適用し、CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の利率とする。」を「付表1のとおり」に改め、同表録1中

| | |
|--------|----|
| 年1.85% | 同上 |
|--------|----|

「

| | |
|----------|---------|
| 年1.85%以内 | 付表2のとおり |
|----------|---------|

に改め、同表第三号及び第四号を次のように改める。」

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------|---|--------------|---------|----------------------------------|------------|---|---------|---------------------------------------|----|
| 3 | 事業活性化短期資金 | 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している者（今後締結することが確実であると認められる者を含む。） 2 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する者（棚卸資産を担保とする場合は、 | 事業経営に必要な運転資金 | 5,000万円 | 1年以内 ただし、知事が特に必要と認めたとときは、3年以内 | 月賦償還又は一括償還 | 責任共有制度の対象 年2.00%以内 責任共有制度の対象外 年1.85%以内 | 付表1のとおり | 金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、融資の対象者が2である場 | 同上 |
|---|-----------|---|--------------|---------|----------------------------------|------------|---|---------|---------------------------------------|----|

| | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|--|--|-------------|-----------|--|--------|---|-----|
| | | 法人に限る。) | | | | | | | 合は、売 掛債権又 は棚卸資 産を譲渡 担保とし て徴求す る。 | |
| 4 | 新規創業資金 | 次のいずれかに該当する者 1 事業を営んでいない個人であつて、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 2 事業を営んでいない個人であつて、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 3 事業を開始した日から5年を経過していない個人であつて、当該事業を開始した日前に事業を営んでいない者 4 設立の日から5年を経過していない会社であつて、当該設立の日前に事業を営んでい | 事業に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。) | 1,500万円 ただし、創業等関連保証又は創業関連保証の限度額以内とする。 | 10年以内(2年以内) | 原則として月賦償還 | 年1.35%以内 ただし、平成26年3月31日以前に金融機関が融資したものに就いては、年1.85% | 年0.70% | 無担保、無かつ、無保証人とする。 ただし、融資の対象者が4である場合は、原則として法人代表者を保証人とする。 | 同 上 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | ない個人により設立されたもの | | | | | | | |
|--|--|----------------|--|--|--|--|--|--|--|

民衆銀行の中「公益財団法人岡山県産業振興財団」や「産業振興財団」並びに「津山商工会議所及び」や「津山商工会議所若しくは」並びに「おいて作成した経営改善計画書」や「基

づく経営改善計画」並びに「平成26年3月31日」や「平成27年3月31日」並びに「保証申込み」や「保証の申込み」並びに

| | | | |
|----|----|--------------------------------|------|
| 同上 | 同上 | 原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる。 | 保証付き |
|----|----|--------------------------------|------|

や

| | | | |
|-------------------|---------|--------------------------------|----|
| 責任共有制度の対象年2.00%以内 | 付表1のとおり | 原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる。 | 同上 |
|-------------------|---------|--------------------------------|----|

以下の「回覧表様式第4号中」(以下この号において同じ。)に添付する

| |
|--|
| 5 最近3箇月間の平均売上高又は平均販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同期の平均売上高等に比して5%以 |
|--|

や

年1.85%
以内

上減少している者

5 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者

6 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者

「平成26年3月31日」や「平成27年3月31日」並びに「保証申込み」や「保証の申込み」に該当する建設業者

経営の安定のため
に必要な運転資金
及び設備資金（土
地取得資金を除
く。）

(1) 経営の安定の
ために必要な運
転資金及び設備
資金（土地取得
資金を除く。）

(2) 知事が別に定
める既往の借入

責任共有
制度の対
象
年2.00%

「」

を

金の返済資金（平成27年3月31日までの間に保証協会が保証の申込みを受け付けたものに係る返済資金に限る。）

「5,000万円」を「同上」

責任共有

制度の対

象外

年1.85%

を「同上」

に改め、同表第八号から第十一号までを次のように改める。

| | | | | | | | | | | |
|---|--------|--|---|------------------------------------|----|----|-----------|---------|------------------|-----|
| 8 | 経営革新資金 | 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 | 事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） | 総額1億円（うち、運転資金にあつては、5,000万円を限度とする。） | 同上 | 同上 | 責任共有制度の対象 | 付表3のとおり | 無担保とし、保証人は保証協会のみ | 必要に |
| | | <p>1 新事業活動促進法第9条の規定により、国又は県が承認した経営革新計画に従つて事業を行う者</p> <p>2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、産業振興財団の認定を受けた者（(2)にあつては、県の承認をもつて認定があつたものとみなす。）</p> <p>(1) 新分野進出、新商品又は</p> | <p>ただし、融資の対象者が2(4)である場合は、設備資金（土地取得資金を除く。）に限る。</p> <p>ただし、融資の対象者が2(4)である場合であつて、県外に主たる事業所を有する者が、新たに県内に主たる事業所を設置しようとするときは、2億円（知事が必要と認める場合に限る。）</p> | | | | 責任共有制度の対象 | 付表3のとおり | 無担保とし、保証人は保証協会のみ | 必要に |

| | | | | | | | | | | |
|---|--------|--|---|---------|----|----|---|--------------------------------|---|----|
| | | <p>新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行う者</p> <p>(2) 「新分野進出計画審査会」の審査を経て県が承認した建設業の「新分野進出計画」に従って事業を行う者</p> <p>(3) 超精密生産技術、バイオ、医療・福祉・健康又は環境のいずれかの分野の事業を行う者</p> <p>(4) 生産性の向上を目的とした設備投資を行う者</p> | | | | | <p>制度の対象外 年1.35%以内(平成26年3月31日以前に金融機関が融資したものに ついては、年1.85%以内)</p> | <p>は、金融機関又は保証協会の定めるところによる。</p> | | |
| 9 | 環境保全資金 | <p>環境保全を行う中小企業者又は組合(ただし、資金使用が(1)又は(2)である場合は、知事の認定を受けた中小企業者又は組合に限る。)</p> | <p>(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金</p> <p>(2) 公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金</p> <p>(3) 省エネルギー施設の設置に必要な資金</p> | 5,000万円 | 同上 | 同上 | <p>責任共有制度の対象 年2.00%以内 責任共有制度の対象外 年1.85%以内</p> | <p>付表1のとおり</p> | <p>金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、産業廃棄物の最終処分場(は原則</p> | 同上 |

| | | |
|--|---|--------------------|
| | <p>(4) 再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善に必要な資金</p> <p>(5) フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC））使用施設の代替施設の設置及び回収装置等の導入に必要な資金</p> <p>(6) 事業用ディーゼル自動車へのディーゼル微粒子除去装置（DPF）等の導入</p> | <p>として担保物件とする。</p> |
|--|---|--------------------|

| | | | | | | | | | |
|----|---|---|-----|-----------------|-----|-----|-----|---------------------------------------|-----|
| | | に必要な資金 (7) 事業用に使用 している建築物 で事業継続に必 要なアスベスト 除去工事等に必 要な運転資金 | | | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 10 | 新エネルギー導 入促進資金 新エネルギーの導入を行う中 小企業者又は組合 | (1) 新エネルギー 利用等の促進に 関する特別措置 法（平成9年法 律第37号）に基 づく新エネルギ ー利用等を行う 設備の設置に必 要な資金（土地 取得資金を除 く。） (2) 事業用のクレリ ー新エネルギー 自動車及び充電 設備等の購入に 必要な資金 (3) その他知事が | 1億円 | 12年以内（2年以 内） | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 金融機関 又は保証 協会の定 めるところに よる。 | 同 上 |

| 区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有制度 対象外の料率 | 1.76 | 1.60 | 1.44 | 1.28 | 1.08 | 1.00 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |

(単位：%)

備考 付表1の備考の規定は、この表について準用する。

付表3

| 区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有制度 対象の料率 | 1.32 | 1.20 | 1.04 | 0.88 | 0.72 | 0.70 | 0.70 | 0.50 | 0.35 |

(単位：%)

備考 付表1の備考の規定は、この表について準用する。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第七十三号

岡山県製造業設備投資サポート資金融資制度要綱（平成二十四年岡山県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第十二条に次の一項を加える。

2 平成二十六年四月一日以後この要綱に基づく新規の融資については、第三条から第六条までの規定にかかわらず、当分の間行われぬものとし、同日前までに第四条の認定を受けたもの（融資が保証協会の保証付きの場合は、同日前までに保証協会が保証の申込みを受け付けたもの）については、なお従前の例により行われるものとする。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第七十四号

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱
(平成二十五年岡山県告示第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第五号中「平成二十一年岡山県告示第二百四十三号」の下に「。別表第三号に掲げる事業活性化短期資金に係る部分を除く。」を加え、同条第八号を削る。

第四条ただし書中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十五号

平成二十二年岡山県告示第九百七号（岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則に基づく港湾施設及び電子計算機の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表水島港の項中「玉島二号埠頭物揚場及び玉島ハーバーアイランド四号埠頭岸壁（平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）に定める制限区域を除く。）」を「及び玉島二号埠頭物揚場」に改める。

◎岡山県告示第七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 錦海化学株式会社

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町尻海4382番地の3

氏 名 代表取締役社長 明石 国昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 錦海化学株式会社

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町尻海4382番地の3

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

(3) 特定施設に関する事項

| | | | |
|--|-------------------------|--------------------------------|--------|
| 区 | 分 | 新 | 設 |
| 種 | 類 | 46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設3 | |
| 能 | 力 | 50m ³ /min | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 許可後直ちに | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 着手後直ちに | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | 完成後直ちに | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 | 連続24時間 | | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量 | 区 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 量 (m ³ /日) | 0 | 4.4 |
| | p H | 12.0 | 12.0 |
| | B O D (mg/ℓ) | 46,000 | 69,000 |
| | C O D (mg/ℓ) | 46,000 | 69,000 |
| | S S (mg/ℓ) | 50 | 100 |
| | 油 分 (mg/ℓ) | 30,000 | 45,000 |
| | T - N (mg/ℓ) | 1 | 2 |
| | T - P (mg/ℓ) | 0.02 | 0.04 |
| 大腸菌群数(個/cm ³) | 0 | 5 | |

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年3月28日から同年4月18日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第百七十七号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 渡辺病院

所在地 新見市高尾二二七八―一

二 有効期限

平成二十九年三月三十一日

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| 指定した医療機関 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------------|---------------|-----------|------------|
| キシ薬局久米店 | 津山市中北下一一八六一一〇 | 調剤 | 平成二十六年四月一日 |
| そうごう薬局真庭勝山店 | 真庭市勝山二六〇 | 調剤 | 平成二十六年四月一日 |

◎岡山県告示第七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

おかやま薬局山陽店

所 在 地

赤磐市山陽四一三十一

担当する医療の種類

調剤

更新年月日

平成二十六年四月一日

◎岡山県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

有信薬局

玉野市木目一二七七―四

調剤

平成二十五年十二月二十八日

◎岡山県告示第百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十六年三月十八日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

佐藤 敦彦

肝臓

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七〇一

田村 益巳

聴覚、平衡

医療法人河田医院

美作市栄町七五〇一

中西 豊

肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、免疫、
肝臓

赤磐市立赤磐市民病院

赤磐市松木六三三〇一

角道 祐一

心臓、腎臓、呼吸器、小腸、免疫

医療法人敬和会近藤病院

真庭市勝山一〇七〇

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

徳毛 誠樹

直腸、膀胱、小腸

国立病院機構南岡山医療センター

都窪郡早島町早島四〇六六

槌田 典平

肢体不自由

たまメデイカルリハビリテーションクリニック

玉野市玉二二二五〇一九

河口 幸恵

心臓

矢掛町国民健康保険病院

小田郡矢掛町矢掛二六九五

赤木 潤二

肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、
直腸、小腸

赤木医院

高梁市川上町地頭二二〇五

◎岡山県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

玉野市田井二丁目四四六四の九〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

玉野市田井二丁目四四六四の九〇

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第百八十四号

平成二十六年において県が発注する建設工事の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に定める建設工

事

二 入札参加資格審査を受けることができる者

資格審査を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可又は同条第三項の許可の更新（特定建設業の許可に係るものに限る。）を受けた者であること。

4 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が平成二十四年八月一日以降であるものに限る。）を受けている者であること。

5 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る総合評定値が、千五十点以上である者であること。

6 都道府県税（岡山県知事又は岡山県県民局長が課したものに限る。）、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

8 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六に規定する経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上であること。

9 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。

10 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、1から9までに定めるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、6から12までに掲げる書類とする。

- 1 建設業許可証明書
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 5 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状（原本）
- 6 法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知書の写し
- 7 岡山県に県税の納付義務のある者は、岡山県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
- 8 税務署長が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- 9 岡山県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県

外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ)

10 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書

11 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類

12 1から11までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

1 提出期間 随時（岡山県の休日を含め定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によっては、入札執行日までに資格審査が完了しない場合がある。

2 提出場所 岡山県土木部監理課建設業班（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

3 提出方法 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。

五 入札参加資格の有効期間及び更新手続

1 有効期間 資格を付与された日から平成二十七年五月三十一日までとする。

2 更新手続 平成二十七年二月十六日から同月二十六日まで（休日を除く。）に3に定める申請書類を四2の場所に提出すること。

六 その他

1 申請書の作成に使用する言語

申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

2 申請者への資格審査の結果通知
文書で通知する。

3 入札公告の方法

令第六百六十七条の六に規定する一般競争入札の公告は、県公報により行う。

4 資格審査についての問い合わせ先

岡山県土木部監理課建設業班（電話 〇八六一二二六一七四六三）

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

| 区 域 | 新 旧 別 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|-------|---------------|---------------|
| 真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先から 真庭市下中津井字カニ川一六三六番六地先まで | 新 | 六・二〇 二〇・〇 | 二四九・六 |
| 真庭市下皆部字下河原二三八番一地先から 真庭市上水田字地藏前三八〇四番一地先まで | 新 | 六・二〇 三五・〇 | 二二二・三二・四 |
| 真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先から 真庭市上水田字池田二八一四番二地先を 経て 真庭市上水田字地藏前三八〇四番一地先まで | 新 | 一四・〇〇 六五・〇 | 二七六〇・〇 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

一 道路の種類 県道
二 路線名 北房川上線

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 (メートル) |
|--|--|--------------|---------------|
| 総社市岡谷字水別一八五九番三地先から 総社市岡谷字水別一八四七番一地先まで | 総社市岡谷字水別一八五九番三地先から 総社市岡谷字水別一八四七番一地先まで | 新 | 五四・〇〃 九一・五 |
| 総社市岡谷字水別一八五九番三地先から 総社市岡谷字水別一八四七番一地先まで | 総社市岡谷字水別一八五九番三地先から 総社市岡谷字水別一八四七番一地先まで | 旧 | 五四・〇〃 九一・五 |
| | | 延長 (メートル) | 二二二・七 |

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四二九号
三 道路の区域

| | | | |
|--|---|---------------|--------------|
| 真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先から 真庭市上水田字地蔵前三八〇四番一地先まで | 真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先から 真庭市上水田字池田二八一四番二地先を経て 真庭市上水田字沖田三九四四番一地先まで | 旧 | 六・二〃 二八・〇 |
| | | 一四・〇〃 六五・〇 | 二四三八・〇 |
| | | 三〇〇五・〇 | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

三 道路の区域

| | | |
|--|--|---------------|
| 真庭市下中津井字蟹川三七一番四地先から 真庭市下皆部字下河原二四四番五地先まで | 真庭市下皆部字諸口二四三番一地从先から 真庭市下皆部字下河原二四四番五地先まで | 区 域 |
| 旧 | 新 | 別 新旧 |
| 三・七〇 六・〇 | 四・一〇 一七・〇 | 幅 員 (メートル) |
| 三三・〇 | 三三・〇 | 延 長 (メートル) |

一 道路の種類 県道
 二 路線名 栃原久米南線
 三 道路の区域

| | | |
|---|---|---------------|
| 久米郡久米南町上靱字利武五一四番地先から 久米郡久米南町上靱字利武五一三番一地先まで | 久米郡久米南町上靱字利武五一四番地先から 久米郡久米南町上靱字利武五一三番一地先まで | 区 域 |
| 旧 | 新 | 別 新旧 |
| 三・七〇 六・〇 | 四・一〇 一七・〇 | 幅 員 (メートル) |
| 三三・〇 | 三三・〇 | 延 長 (メートル) |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| |
|-----|
| 先まで |
| |
| |
| |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|---------------------------|---------------------------|-----|-------------|-------|
| 久米郡久米南町上鞆字中一七七番地先 から | 久米郡久米南町上鞆字中一七七番地先 から | 新 | 九・〇 四三・〇 | 二八二・〇 |
| 久米郡久米南町上鞆字剣田一四三番一 地先まで | 久米郡久米南町上鞆字剣田一四三番一 地先まで | 旧 | 三・五 一七・〇 | 二八二・〇 |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上鞆神目停車場線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----|----------|-------|
| 久米郡久米南町別所字勝負田四〇八番一 〇地先から | 久米郡久米南町別所字勝負田四〇八番一 〇地先から | 新 | 六・四 〇 | 一八三・〇 |

| | |
|---|--|
| <p>久米郡久米南町別所字勝負田四〇八番一 〇地先から 久米郡久米南町別所字風呂屋四〇八番一 九地先まで</p> | <p>久米郡久米南町別所字風呂屋四〇八番一 九地先まで</p> |
| <p>旧</p> | |
| <p>四・一 一三・〇</p> | <p>一七・七</p> |
| <p>一八三・〇</p> | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|--------|--|-------------------|
| 一般国道 | 三三三号 | 真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先から 真庭市上水田字池田二八一四番二地先を経て 真庭市上水田字地蔵前三八〇四番一地先まで | 平成二十六年三月二十八日（十四時） |
| 県道 | 北房川上線 | 真庭市下中津井字蟹川三七一番四地先から 真庭市下皆部字下河原二四四番五地先まで | |
| | 和気停車場線 | 和気郡和気町福富字上原五七二番二五地先から 和気郡和気町福富字上原六〇八番一二地先まで | 平成二十六年三月二十八日 |
| | 栃原久米南線 | 久米郡久米南町上鞆字利武五一四番地先から 久米郡久米南町上鞆字利武五一三番一地先まで | |
| | | 久米郡久米南町上鞆字虬中一七七番地先から 久米郡久米南町上鞆字剣田一四三番一地先まで | |

| | |
|---|---|
| | |
| 車場線 | 上 初 神 目 停 |
| 先 米 郡 久 米 南 町 別 所 字 風 呂 屋 四 〇 八 番 一 九 地 先 ま で | 久 米 郡 久 米 南 町 別 所 字 勝 負 田 四 〇 八 番 一 〇 地 先 か ら |
| | |

◎岡山県告示第百八十七号

昭和四十二年岡山県告示第六百二号（港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、水島港臨港地区に係る商港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県告示第百八十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条第五項の規定により、次のとおり港湾施設を貸し付けるので、岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）第二十三条第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借受事業者の名称 水島港国際物流センター株式会社
- 二 貸付期間 平成二十六年四月一日から平成五十六年三月三十一日まで
- 三 貸付施設

- 1 港湾名 水島港
- 2 施設の位置 倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番一、八二六二番五、八二六二番一
二、八二六二番一三、八二六二番一五、八二六二番一九、八二六二番二〇及び八二六二番一四地内並びに八二五九番一及び八二五九番三二
- 3 施設の名称及び数量
 - (1) 玉島ハーバーアイランド六号ふ頭

| 名称 | 数量 | | 摘要 |
|-------------|------------------|--------------------|----|
| | 岸壁 | 野積場 | |
| 冷凍コンテナ用電源施設 | 給電口数四〇口 | | |
| 岸壁 | 三四〇・〇メートル | 水深一〇メートル | |
| | 二四〇・〇メートル | 水深一二メートル | |
| コンテナ荷役機械 | ガントリークレーン三基 | 吊上荷重三〇・五トン | |
| 野積場 | 一六三、二九三・六七平方メートル | コンテナ貨物等（バルク貨物を除く。） | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| 名称 | 数量 | 摘要 |
|----------|-------------|------------|
| 岸壁 | 五二〇・〇メートル | 水深七・五メートル |
| コンテナ荷役機械 | ガントリークレーン一基 | 吊上荷重三〇・五トン |

(2) 玉島ハーバーアイランド四号ふ頭

| 駐車場 | コンテナくん蒸庫 | ゲート | 管理棟 | 船舶給水施設 | コンテナ洗浄場 | 検査場 | 照明鉄塔 | 港湾施設用地 | その他附帯施設 |
|----------------|----------|------|--------------|--------|-------------|-------------|------|----------------|------------|
| 八、一一三・三四平方メートル | 一棟 | 六レーン | 一棟 | 一二箇所 | 三〇四・五平方メートル | 一、〇二〇平方メートル | 九基 | 四四、四一一・一平方メートル | 一式 |
| トレーラー待機場を含む。 | | | 四階の事務室部分を除く。 | | | | | | 備品庫、受変電施設等 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | | | | |
|------------|------|---------------|--------|-----------------|--------------------|
| その他附帯施設 | 照明鉄塔 | 検査場 | 船舶給水施設 | 野積場 | |
| 一式 | 九基 | 一、一四三・五平方メートル | 八箇所 | 七八、二八三・二六平方メートル | 五五、〇四七・一六平方メートル |
| 備品庫、受変電施設等 | | | | 完成自動車貨物 | コンテナ貨物等（バルク貨物を除く。） |

◎岡山県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八
八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）を変更した
ので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業総社公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| 施行者の 名称 | 事業の種類及び名称 | 事業施行期間 | 事業 地 |
|------------|--------------------------------|--|--------------------------------|
| 総社市 | 岡山県南広域都市計画 下水道事業 総社公共下水道 | 昭和四十七年八月二十 八日から 平成三十二年三月三十 一日まで | 収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし |

〔二四〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すいーとびー

三 代表者の氏名

高田 衛次

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島元浜町一七一番地一八

五 定款変更の内容

障害福祉サービス事業としての共同作業所運営事業を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に改める。

〔二四一〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十六年三月十一日

二 答申を受けた年月日

平成二十六年三月二十日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（渡辺病院）

四 その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔一四二〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書のうちその有効期間内に独立行政法人家畜改良センターが平成二十六年定期種畜検査を行うことができないうものについてその有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けた。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

〔二四三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|---------------------------------------|-------|
| 津山市西吉田地区 | 測量区域 |
| 公共測量（農山漁村活性化プロジェクト交付金西吉田地区 確定測量業務） | 測量の種類 |
| 平成二十六年三月十四日 | 終了年月日 |

〔二四四〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十六年三月二十七日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 商号又は名称 ダイコウ株式会社（建設業の許可を受けた商号 株式会

社 テンショウエンタープライズ）

二 代表者の氏名 青井 輝久

三 主たる営業所の所在地 岡山市北区花尻みどり町六一一三

四 許可番号 岡山県知事許可（般一ニ一）第二三五二四号

五 許可年月日 平成二十一年十二月十八日

六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、

ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業

七 処分の原因となった事実

ダイコウ株式会社は、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が不在のため、建設業法第七条第一号及び第二号に掲げる許可の基準を満たしていない。このこととは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

〔一四五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | | |
|--------|--|--|---|---|
| 番 号 | 指 定 年 月 日 | 道 路 の 位 置 | 道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル) | 道 路 の 延 長 (メ ー ト ル) |
| | 岡山県指令美作局 建第六〇一一号 平成二十六年三月 十九日 | 勝田郡勝央町勝間田字小深田二二番 一、二三番二、二二番一 地先水路、 二二番一 地先道路 | 六・〇〇 | 六七・四七 |

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「をした職員又は」を「若しくは自己啓発等休業をし、又は病気休暇若しくは」に改める。

第三条第一項の表中「一種」を「三種」に、

| | | | | |
|----|--------|----------------|----|----|
| 本局 | | | | |
| 参与 | 総務企画課長 | 課長（総務企画課長を除く。） | 室長 | 参与 |
| 四種 | 四種 | 五種 | | 四種 |

を

| | | |
|----------|----|----|
| 本局 | | |
| 次長 参与 | 課長 | 室長 |
| 四種 | 四種 | 五種 |

に、

| |
|-----------|
| 発電総合管理事務所 |
| 所長 |
| 五種 |

を

| |
|-----------|
| 発電総合管理事務所 |
| 所長 |
| 六種 |

に改め、同条第二項中

「前項の」を「同項の」に改め、同項の表中

| |
|----------|
| 九級 |
| 一種 |
| 一三〇、三〇〇円 |

を

| | |
|----------|----------|
| 九級 | 八級 |
| 一種 | 三種 |
| 一三〇、三〇〇円 | 一〇三、四〇〇円 |

に改める。

第五条第二項中「給与月額」を「給料月額」に、「加算した額」を「次長」に、「を前項」を「を同項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第五項中「様式三号の三」を「様式三号の三」に改める。

第六十六条第三項中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十号」に改める。

様式第一号の四から様式第三号の三までを次のように改める。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第1号の4 (第12条関係)

年次休暇届出簿

| | | | | | | | 職名 | | | 氏名 | | | | | |
|-----|----|----|------------|------------|---|----|------|------|----|----|----|---|----------|-----------------|----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 課長 (所長) | 班長 (課長) | 班 | 担当 | 休暇期間 | 休暇日数 | | 累計 | | | 届出者 印 | 出勤簿 整理者 印 | 備考 |
| | | | | | | | | 日 | 時間 | 日 | 時間 | 分 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

注 累計欄には、7時間45分を1日として算出した日、時間及び分を記入すること。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第2号（第14条関係）

| | | | | | | | |
|---|------------|------|------------|----------------|----|----|-----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 総務企画 課長 | 総務班長 | 班 | 担当 | 台帳 |
| | | | | | | | |
| 課長 (所長) | 班長 (次長) | (課長) | 班 | | | 担当 | 出勤簿 |
| | | | | | | | |
| 次のとおり承認してよろしいか。 | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">病気休暇申請書</p> <p style="text-align: center;">岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名 職氏名 印</p> | | | | | | | |
| 病名 | | | | 公務 通勤 私事 | の別 | | |
| 療養を必要とする期間 | | | | | | | |
| 新規・継続の別 | | | | | | | |
| 既に受けた年次 休暇日数 | | | | | | | |
| 前回の病気休暇 | | | | | | | |
| 療養の場所 | | | | | | | |
| 添付書類 | | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第2号の2 (第14条関係)

| | | | | | | | |
|---|------------|------|------------|------|---|----|-----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 総務企画 課長 | 総務班長 | 班 | 担当 | 台帳 |
| | | | | | | | |
| 課長 (所長) | 班長 (次長) | (課長) | 班 | | | 担当 | 出勤簿 |
| | | | | | | | |
| <p>出勤届</p> <p>岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名</p> <p style="text-align: right;">職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> | | | | | | | |
| 出勤日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 病名 | | | | | | | |
| 病気休暇 承認期間 | 年 月 日から | | | | | | 日間 |
| | 年 月 日まで | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第3号（第15条関係）

特別休暇申請書

| | | | 所属課所名 | | 職名 | | | 氏名 | | | | | | | |
|-------------|-----------|-----|------------|----------|------|-----|----|----|------------|------------|---|-----------------|----|----------|-----|
| 特別休暇 の種別 | 期間 | | 残日数 ・時間 | 申請者 印 | 申請月日 | 決裁 | | | | | | 出勤簿 整理者 印 | 備考 | 添付 書類 | |
| | | | | | | 管理者 | 局長 | 次長 | 課長 (所長) | 班長 (課長) | 班 | | | | 担当者 |
| | 月 日 時 分から | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |
| | 月 日 時 分まで | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |
| | 月 日 時 分から | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |
| | 月 日 時 分まで | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |
| | 月 日 時 分から | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |
| | 月 日 時 分まで | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |
| | 月 日 時 分から | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |
| | 月 日 時 分まで | 日時分 | 日時分 | | | | | | | | | | | | |

- 注1 残日数・時間欄には、岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号。以下「規則」という。）第15条第1項第4号、第9号ハ及びホ並びに第11号に規定する休暇を利用する場合に限り、7時間45分の当該休暇は1日の当該休暇に相当するものとして算出した残日数・時間を記入すること。
- 2 規則第15条第1項第2号の場合には呼出状、同項第4号の場合には活動計画書、同項第5号、第6号及び第8号の場合にはそれぞれ証明書を添付すること。
- 3 備考欄には、3日以上にわたり居住地を離れる場合には行き先、規則第15条第1項第11号イ及びロの場合には家族の氏名、年齢、続柄及び負傷、疾病若しくは老齢の状況又は行事名等、同号ハの場合には分べん予定日又は分べん日、同項第13号の場合には死亡した者の氏名、その者との続柄及び親等を記入すること。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第3号の2 (第15条の2関係)

| | | | | | | | |
|---|----------------------------------|--|-------------|------|-------|----|-----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 総務企画課長 | 総務班長 | 班 | 担当 | 台帳 |
| | | | | | | | |
| 課長 (所長) | 班長 (次長) | (課長) | 班 | | | 担当 | 出勤簿 |
| | | | | | | | |
| 次のとおり承認してよろしいか。 | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">介護休暇申請書</p> <p>岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第15条の2第3項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名 職氏名 印</p> | | | | | | | |
| 要介護者に関する事項 | 氏名 | | 年齢 | | 続柄 | | |
| | 同居 別居 の別 | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 | 介護が必要となつた時期 | | 年 月 日 | | |
| 要介護者の状態及び具体的な介護の内容 | | | | | | | |
| 申請期間及び時間 | 年 月 日から 年 月 日まで（日間） の間に、 日 時間 | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第3号の3 (第15条の2関係)

| | | | | | | | |
|---|--|--|-------------|-------|----|----|-----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 総務企画 課長 | 総務班長 | 班 | 担当 | 台帳 |
| | | | | | | | |
| 課長 (所長) | 班長 (次長) | (課長) | 班 | | | 担当 | 出勤簿 |
| | | | | | | | |
| <p>職務復帰届</p> <p>岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第15条の2第5項の規定により，次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名 職氏名 印</p> | | | | | | | |
| 職務復帰日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 要介護者に関する 事項 | 氏名 | | 年齢 | | 続柄 | | |
| | 同居 別居 の別 | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 | 介護が必要となつた時期 | 年 月 日 | | | |
| 職務復帰の理由 | <input type="checkbox"/> 介護休暇期間の満了 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | |
| 休暇期間及び時間 | 年 月 日から 年 月 日まで (日間) の間で, 日 時間 | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第五号から様式第六号までを次のように改める。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第5号（第26条関係）

| | | | | | | | |
|--|--|------|------------|------|----|-----|----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 総務企画 課長 | 総務班長 | 班 | 担当 | 通知 |
| | | | | | | | |
| 課長 (所長) | 班長 (次長) | (課長) | 班 | | 担当 | 出勤簿 | 受付 |
| | | | | | | | |
| 次のとおり承認してよろしいか。 | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">職務専念義務免除申請書</p> <p>岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第26条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名 職氏名 印</p> | | | | | | | |
| 日時 | <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで (所要日数又は時間 日 時間 分)</p> | | | | | | |
| 場所 | | | | | | | |
| 事由 | | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第5号の2 (第26条関係)

| | | | | | | | |
|--|--------|------|-----------------------------|-----------------|------------|-----|----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 総務企画課長 | 総務班長 | 班 | 担当 | 通知 |
| | | | | | | | |
| 課長(所長) | 班長(次長) | (課長) | 班 | | 担当 | 出勤簿 | 受付 |
| | | | | | | | |
| 次のとおり承認してよろしいか。 | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">職務専念義務免除申請書</p> <p style="text-align: center;">岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第26条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: center;">職氏名 印</p> | | | | | | | |
| 申請者 | 所属課所名 | | | 職務内容 | | | |
| | 所在地 | | | | | | |
| | 現住所 | | | | | | |
| | 生年月日 | | | | | | |
| | 勤務時間 | | | | | | |
| | 給料月額 | | | | | | |
| 従事しようとする事務の属する団体 | 名称 | | | 従事しようとする団体の事務内容 | | | |
| | 所在地 | | | | | | |
| | 職名 | | | | | | |
| | 勤務時間 | 時から | <input type="checkbox"/> 1月 | 時間 | 職務内容と責任の程度 | | |
| | | 時まで | <input type="checkbox"/> 1週 | | | | |
| | | | <input type="checkbox"/> 1日 | | | | |
| 他の団体の事務に従事することを必要とする理由 | | | | | | | |
| 職務遂行に与える影響等についての所属長の意見 | | | | | | | |
| ※ 職務専念義務を免除するについての条件等 | | | | | | | |

注1 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和28年岡山県人事委員会規則第10号)第2条第1号又は第2号に該当する場合に、この様式を使用すること。

注2 団体の定款、規約及び寄附行為その他参考となる資料を添付すること。

注3 既に職務専念義務の免除を受け、現に従事している団体等がある場合は、その名称、所在地、職名、従事期間及び従事時間を記載した書面を添付すること。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第6号 (第29条関係)

| | | | | | | | |
|--|--------|------|-----------------------------|------|------------|----|----|
| 管理者 | 局長 | 次長 | 総務企画課長 | 総務班長 | 班 | 担当 | 受付 |
| | | | | | | | |
| 課長(所長) | 班長(次長) | (課長) | 班 | | | | 担当 |
| | | | | | | | |
| 次のとおり承認してよろしいか。 | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">営利企業等の従事許可申請書</p> <p style="text-align: center;">岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第29条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: center;">職氏名 印</p> | | | | | | | |
| 申請者 | 所属課所名 | | | | 職務内容 | | |
| | 所在地 | | | | | | |
| | 現住所 | | | | | | |
| | 生年月日 | | | | | | |
| | 勤務時間 | | | | | | |
| | 給料月額 | | | | | | |
| 兼業先 | 名称 | | | | 兼業先の事業内容 | | |
| | 所在地 | | | | | | |
| | 職名 | | | | | | |
| | 勤務時間 | 時から | <input type="checkbox"/> 1月 | 時間 | 職務内容と責任の程度 | | |
| | | | <input type="checkbox"/> 1週 | | | | |
| | | 時まで | <input type="checkbox"/> 1日 | | | | |
| 報酬 | | | | | | | |
| 兼業予定期間 | | | | | | | |
| 営利企業等に従事することを必要とする理由 | | | | | | | |
| 職務遂行に与える影響等についての所属長の意見 | | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第八号を次のように改める。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第8号（第31条—第32条の2関係）

| 局長 | 次長 | 課長 (所長) | 班長 (課長) | 班 | 担当 | 整理 | 交付 |
|--|----|--|------------|---------------------|----|---|----|
| | | | | | | | |
| <p>身分証明書等交付（再交付・書換え）申請書</p> <p>岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第31条第4項（第32条第2項又は第32条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名</p> <p style="text-align: right;">職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> | | | | | | | |
| 身分証明書 職員記章 の別 名札 | | <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 職員記章 <input type="checkbox"/> 名札 | | 交付 再交付 の別 書換え | | <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 再交付 <input type="checkbox"/> 書換え | |
| 身分証明書番号（再交付） | | | | | | | |
| 理由 〔有効期間3年間の身分 証明書の交付申請の ときは、特に詳細に記載 のこと。〕 | | | | | | | |
| 生年月日 | | | | | | | |

注 再交付申請のときは、再交付申請理由書を添付すること。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第九号(表面)中 大正 年を 「明治」
昭和 「」 年に改める。
様式第十号を次のように改める。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

様式第10号（第33条関係）

| 局長 | 次長 | 課長 (所長) | 班長 (課長) | 班 | 担当 | 履歴書記入 |
|--|----|------------|------------|---|----|-------|
| | | | | | | |
| <p>履歴事項変更届</p> <p>岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名</p> <p style="text-align: right;">職氏名 印</p> | | | | | | |
| 変 更 事 項 | 種別 | | | | | |
| | 旧 | | | | | |
| | 新 | | | | | |
| 変更年月日 | | | | | | |
| 添付書類 | | | | | | |

注 変更事項が学歴又は資格免許のときは、証明書又はその写しを添付すること。

様式第十四号中「~~様式~~」の次に「~~様式~~」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の岡山県企業局職員就業規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

「再使用」を「再使用することが」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「又は」を「、又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九十一条中「の各号」を削り、同条第五号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な」を「公正な」に改める。

第一百一条の見出しを「（災害による損失）」に改め、同条第二項を削る。

第六章第四節を削る。

第七十条中「又は減価償却累計額台帳」を削り、第六章第五節中同条を第百四条とし、第百八条を第百五条とし、同節を同章第四節とする。

第七章中第百九条を第百六条とする。

第百十号第二号中「償却資産」を「固定資産」に改め、同条第五号中「未払費用等」を「未収金、未払金等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を削り、同条第三号中「各種引当金」を「引当金」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 繰延収益の償却

四 資産の評価

第百十号を第百七条とする。

第百十一条に後段として次のように加える。

この場合において、第七号に掲げる書類の作成は、間接法によるものとする。

第百十一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 キャッシュ・フロー計算書

第百十一条を第百八条とする。

第百十二条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第八章第一節中第百十二条を第百九条とし、第百十三条を第百十条とする。

第百十四条第一項中「各四半期ごと」を「半期ごと」に、「たて、当該四半期」を「立て、当該半期」に改め、同条第二項中「各四半期ごと」を「半期ごと」に、「作成し、管理者の決裁を得る」を「作成する」に改め、第八章第二節中同条を第百十一条とし、第百十四条の二を削り、第百十五条を第百十二条とし、第百十六条から第百十九条までを三条ずつ繰り上げる。

第九章中第百二十条を第百七条とし、第百二十一条から第百二十四条までを三条ずつ繰り上げる。

第百二十七条を第百三十一条とし、第百二十六条を第百三十条とし、第百二十五条を第百二十九条とし、第十章を第十一章とし、同章の前に次の一章を加える。

第十章 重要な会計方針等

(有価証券及びたな卸資産の評価方法)

第二百二十二条 有価証券及びたな卸資産の評価方法は、次に掲げるところによる。

- 一 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- 二 たな卸資産 低価法

(固定資産の減価償却の方法)

第二百二十三条 施行規則第十四条第一項の規定による固定資産の減価償却は、当該固定資産を取得した日の属する月の翌月から定額法によつて行うものとする。

2 施行規則第十七条第一項の規定による所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によつて行うものとする。

3 減価償却の中途において償却資産が処分された場合の減価償却は、処分の前事業年度末をもつて終了するものとする。

(取替資産)

第二百二十四条 電気事業において、固定資産のうち次に掲げるものは、前条の規定にかかわらず取替資産として整理し、取替法によつて減価償却を行うことができる。

- 一 電柱
- 二 がいし
- 三 電線

(特別償却)

第二百五条 施行規則第十五条第二項の規定による特別償却の率は、料金原価に織り込まれた率とする。

(引当金)

第二百二十六条 施行規則第二十二條の規定により計上する引当金は、次のとおりとする。

- 一 退職給付引当金
- 二 賞与引当金
- 三 修繕引当金
- 四 特別修繕引当金
- 五 貸倒引当金

(引当金の計上方法)

第二百二十七条 前条の引当金のうち、退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。

1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山県企業局財務規程の規定は、平成二十六年年度の事業年度から適用し、平成二十五年年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「局長」の下に「、次長」を加え、同条第二項中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第九条の表本局の項を次のように改める。

| | | | |
|----|---------|--------|-----|
| 本局 | | | |
| 課長 | 次長 | 局長 | 管理者 |
| 班長 | 課長が指定する | 総務企画課長 | 局長 |
| | | 主務課長 | 次長 |

第十四条中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

別表第一(1)1の項2中「兼任」の次に「(これらの変更を含む。)」を加え、同項3中「課の」を「課(班を含む。)」に改め、同項5中「課の事務」を「事業」に、「課長」を「次長」に改め、同項7中「兼任」の次に「(これらの変更を含む。)」を加え、同項中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

| | | |
|---|---------------------|----|
| 6 | 5のうち課(班を含む。)で実施するもの | 課長 |
|---|---------------------|----|

別表第一(1)1の項に次のように加える。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

別表第一(1)3の項中28を30とし、24から27までを二ずつ繰り下げ、同項23中「総務班班長」を「総務班班長」に改め、同項中23を25とし、22を24とし、21を22とし、22の次に次のように加える。

| | |
|-----------------------|----|
| 23 各種検査員の任命及び検査員証等の交付 | |
| (1) 次長に係るもの | 局長 |
| (2) その他に係るもの | 次長 |

別表第一(1)3の項中20を21とし、19を20とし、18を19とし、同項17(2)中「参与、課長及び参事」を「次長及び参与」に改め、同17中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

| | |
|--------------------|----|
| (3) 課長及び課長相当職に係るもの | 次長 |
|--------------------|----|

別表第一(1)3の項中17を18とし、14から16までを一ずつ繰り下げ、同項13中(3)を(4)とし、同13(2)中「副長」を「次長」に改め、同13中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|----|
| (2) 次長及び参与に係るもの | 局長 |
|-----------------|----|

別表第一(1)3の項中13を14とし、同項12(2)中「参与、課長及び参事」を「次長及び参事」に改め、同12(3)を次のように改める。

| | |
|--------------------|----|
| (3) 課長及び課長相当職に係るもの | 次長 |
|--------------------|----|

別表第一(1)3の項12(4)中「班長」を「課長」に改め、同項中12を13とし、11を12とし、10の次に次のように加える。

| | |
|---------------|--|
| 11 諸手当に関すること。 | |
|---------------|--|

| | |
|---------------------------|--------|
| (1) 初任給調整手当の支給額等の決定 | 総務企画課長 |
| (2) 期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止処分 | 管理者 |
| (3) 勤勉手当の成績率及び支給基準の決定 | 管理者 |
| ア 局長に係るもの | 管理者 |
| イ その他に係るもの | 局長 |
| (4) 扶養親族の認定及び扶養手当支給額の決定 | 総務班長 |
| (5) 住居手当支給額及び通勤手当支給額の決定 | 総務班長 |
| (6) 単身赴任手当支給額の決定 | 総務班長 |
| (7) 寒冷地手当に係る世帯等の区分の決定 | 総務班長 |
| (8) 退職手当の受給資格者及び支給額の決定 | 局長 |
| (9) 退職手当の支給制限, 支払差止及び返納命令 | 管理者 |
| (10) 諸手当の認定等に係る事実確認 | 課長 |

別表第一(1)4の項1中「事務」を「事業」に、「局長」を「次長」に改め、同項2中「局長」を「総務企画課長」に改め、同項3中「総務企画課長」を「課長」に改め、同表6の項7中「局長」を「次長」に改め、同項中9を削り、8を9とし、7の次に次のように加える。

| | |
|------------------|----|
| 8 7のうち軽易又は定例的なもの | 課長 |
|------------------|----|

別表第一(1)6の項中13を14とし、10から12までを一ずつ繰り下げ、9の次に次のように加える。

| | |
|---------------|------|
| 10 管理者の祝電及び弔電 | 総務班長 |
|---------------|------|

別表第一(1)11の項1(4)、3(4)及び5(4)中「経理班班長」を「経理班長」に改め、同表13の項1(1)及び(2)中「もの」の次に「(軽易又は定例的なものを除く。)」を加え、同1(3)中「もの」の次に「及び1件1,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を加え、「総務企画課長」を「課長」に改め、同項2中「寄付金等」を「寄附金等」に改め、同3(1)及び(2)中「もの」の次に「(軽易又は定例的なものを除く。)」を加え、同3(3)中「もの」の次に「及び1件1,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を加え、「総務企画課長」を「課長」に改め、同項4を削り、同表14の項1(2)、2(2)及び3(2)中「経理班班長」を「経理班長」に改め、同項4を次のように改める。

| | |
|---------------------------|--------|
| 14 その他金銭収支を伴わない収支に係る事案の決定 | |
| (1) 決算事務に係るもの | 総務企画課長 |
| (2) 精算振替に係るもの | 総務企画課長 |

(3) その他に係るもの

総務企画
課長

別表第二中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から18の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三7の項中「アルミニウム及び」を削る。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局組織規程の一部を改正する規程

岡山県企業局組織規程（昭和五十三年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を第三十二条とし、第八条から第三十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 必要があるときは、局に次長を置く。

2 次長は、局長を助け、局内の総合調整を図るとともに、所掌事務を掌理し、局長に事故があるときは、その職務を代行する。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

岡山県営電気事業保安規程（昭和六十二年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「統括する」を「統括し、本局の次長（以下「局次長」という。）は、これを補佐する」に改める。

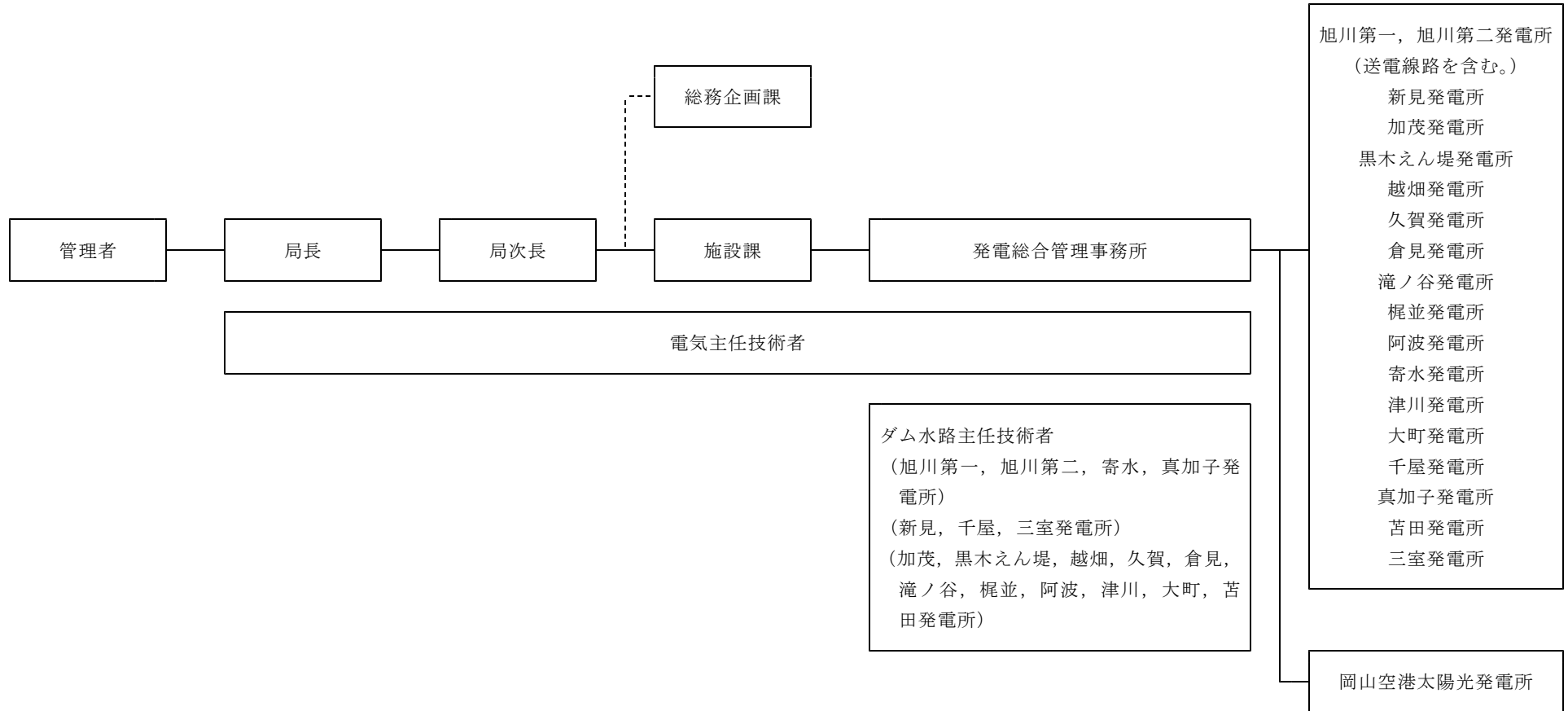
第五条第二項の表中「本局の参与及び」を「局次長及び本局の」に改める。

第六条第一項第二号及び同条第二項中「局長」の下に「、局次長」を加える。

別表第一を次のように改める。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

別表第1 (第4条関係)
保安に関する組織



注 1 実線は、保安管理業務の系統を示す。
2 点線は、関連業務の系統を示す。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------|-------|---------|----------------|-----------|
| 磯山守後援会 | 磯山 守 | 水河 英雄 | 久米郡久米南町北庄三六六 | 平成二六・二・二四 |
| 岡野鉄舟後援会 | 岡野 鉄舟 | 岡野 道子 | 美作市中山一四八 | 〃 |
| 岸本圭介後援会 | 岸本 圭介 | 岸本 圭介 | 勝田郡勝央町畑屋二〇七七―二 | 〃 |
| 立川茂後援会 | 立川 茂 | 立川 茂 | 備前市三石七九八―三 | 二・二五 |
| 野上ただお後援会 | 野上 忠夫 | 野上 忠夫 | 勝田郡勝央町畑屋一六〇 | 二・一二 |
| 山田まさゆき後援会 | 寺尾 壽和 | 山田 恵子 | 岡山市東区金田一六〇〇 | 二・一七 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党岡山県自動車整備支部

会計責任者

杉原光昭

岡崎定義

平成二六・二・一八

自由民主党岡山県自販連支部

代表者

山口洋之

若林信吾

二・二四

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

大森雅夫後援会

会計責任者

久米田真志

羽原康

平成二六・二・二八

岡山県自動車整備政治連盟

代表者

杉原光昭

岡崎定義

二・一八

岡山県木材産業政治連盟

代表者

田中信行

豆原直行

二・二七

岡山法面保護協会

会計責任者

坂田蒼美

坂田茂美

二・一〇

笠原武士後援会

代表者

岡崎勝彦

山内大吉

二・一八

桑野和夫後援会

代表者

片山均

藤野逸平

二・二三

幸福実現党倉敷中央後援会

会計責任者

濱田弥生

石田勝博

二・二一

佐古信五足高後援会

代表者

五島栄二

清田茂

二・二〇

働く者の明るい未来をつくる会

政治団体の名称

働く者の明るい未来をつくる会

JFEスチール倉敷労働組合政治活動委員会

二・二三

林光和後援会

主たる事務所の所在地

新見市草間三九七六

新見市草間一八五三一

二・二八

〃

代表者

石川至海

大黒房雄

〃

原田そよ後援会

代表者

原田章雄

原田和満

二・二七

日笠一成後援会

代表者

本田輝男

衣笠正夫

二・二一

” 山下ひろしと赤磐を考える会 ”

会計責任者
代 表 者
会計責任者

山 山 日
下 下 笠
敬 敬 一
子 子 成

山 森 井
下 内 上
浩 勝 完
史 勝 完

” ” ”

” 二・一八 ”

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

自由民主党岡山県岡山市第五支部

和氣 健

平成二五・一二・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

小郷昌一後援会

小郷 昌一

平成二五・一二・三一

坂口正視後援会

畑 裕

〃 四・一

杉井敦後援会

杉 井 敦

〃 一二・三一

村上伸祐後援会

荒 木 泰 博

〃 〃

山下ひろしと赤磐を考える会

山 下 敬 子

平成二六・二・九

◎岡山県選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 届出年月日 |
|------------------|-------|-----------|------------|-------|-----------|
| 岡野鉄舟 | 美作市長 | 岡野鉄舟後援会 | 美作市中山一四八 | 岡野鉄舟 | 平成二六・二・二四 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県公安委員会告示第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

| 日 | 時 | 場 | 所 |
|-----------------|------|---------------|-----------|
| 平成二十六年四月七日(月) | 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 | 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年四月九日(水) | 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 | 岡山県クレ―射撃場 |
| 平成二十六年四月十四日(月) | 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 | 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年四月十五日(火) | 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 | 岡山県クレ―射撃場 |
| 平成二十六年四月二十一日(月) | 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 | 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年四月二十三日(水) | 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 | 岡山県クレ―射撃場 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | |
|------|-----------------|---------------------------|
| 午後一時 | 平成二十六年四月二十五日(金) | |
| 午前十時 | 平成二十六年四月二十八日(月) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月一日(木) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月五日(月) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月八日(木) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月十二日(月) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月十三日(火) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月十九日(月) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月二十一日(水) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月二十六日(月) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 平成二十六年五月二十七日(火) 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 平成二十六年六月二日(月) 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年六月四日(水) 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 平成二十六年六月五日(木) 午後一時 | |
| 平成二十六年六月九日(月) 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年六月十日(火) 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 平成二十六年六月十三日(金) 午後一時 | |
| 平成二十六年六月十六日(月) 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年六月十七日(火) 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 平成二十六年六月二十三日(月) 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 平成二十六年六月二十五日（水） 午後一時 | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場 |
| 平成二十六年六月三十日（月） 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇一 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年四月七日（月） 午前九時 | 真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場 |
| 平成二十六年四月九日（水） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月十一日（金） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月十四日（月） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月十六日（水） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月十七日（木） 午後一時 | 備前市大内一〇〇四一二 備前射撃場 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 午前九時 平成二十六年四月十八日(金) | 午前九時 平成二十六年四月二十一日(月) | 午前九時 平成二十六年四月二十三日(水) | 午前九時 平成二十六年四月二十五日(金) | 午前九時 平成二十六年四月二十八日(月) | 午前九時 平成二十六年四月三十日(水) | 午前九時 平成二十六年五月二日(金) | 午前九時 平成二十六年五月七日(水) | 午前九時 平成二十六年五月九日(金) | 午前九時 平成二十六年五月十二日(月) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|

真庭市仲間一八一六
湯原国際射撃場

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <p>平成二十六年五月十四日(水) 午前九時</p> | <p>平成二十六年五月十五日(木) 午後一時</p> | <p>平成二十六年五月十六日(金) 午前九時</p> | <p>平成二十六年五月十九日(月) 午前九時</p> | <p>平成二十六年五月二十一日(水) 午前九時</p> | <p>平成二十六年五月二十三日(金) 午前九時</p> | <p>平成二十六年五月二十六日(月) 午前九時</p> | <p>平成二十六年五月二十八日(水) 午前九時</p> | <p>平成二十六年五月三十日(金) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月二日(月) 午前九時</p> |
| <p>備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場</p> | | | <p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p> | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| <p>平成二十六年六月四日(水) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月六日(金) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月九日(月) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月十一日(水) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月十三日(金) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月十六日(月) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月十八日(水) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月十九日(木) 午後一時</p> | <p>平成二十六年六月二十日(金) 午前九時</p> | <p>平成二十六年六月二十三日(月) 午前九時</p> |
| | | | <p>備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場</p> | <p>真庭市仲間一八二六 湯原国際射撃場</p> | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 平成二十六年六月二十五日(水) 午前九時 | 平成二十六年六月二十七日(金) 午前九時 | 平成二十六年六月三十日(月) 午前九時 |
| | | |

3 スキート射撃(クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。)

| 日 | 時 | 場 | 所 |
|-------------------------|---|---------------------------|---|
| 平成二十六年四月九日(水) 午後一時 | | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場 | |
| 平成二十六年四月十一日(金) 午前十時 | | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 | |
| 平成二十六年四月十五日(火) 午後一時 | | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場 | |
| 平成二十六年四月十八日(金) 午前十時 | | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 | |
| 平成二十六年四月二十三日(水) 午後一時 | | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場 | |
| 平成二十六年四月二十五日(金) | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | |
|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 午後一時 | 平成二十六年四月二十五日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月一日(木) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月二日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月八日(木) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月九日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月十三日(火) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月十六日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年五月二十一日(水) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年五月二十三日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年五月二十七日(火) | | 岡山市北区御津下田六二九 |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | |
|-----------------|----------------|---------------------------|
| 午後一時 | 平成二十六年五月三十日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年六月四日(水) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年六月五日(木) | |
| 午前十時 | 平成二十六年六月六日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年六月十日(火) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年六月十三日(金) | |
| 午前十時 | 平成二十六年六月十三日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 午後一時 | 平成二十六年六月十七日(火) | 岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場 |
| 午前十時 | 平成二十六年六月二十日(金) | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |
| 平成二十六年六月二十五日(水) | | 岡山市北区御津下田六二九 |

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 午後一時 | 岡山県クレール射撃場 |
| 平成二十六年六月二十七日（金） 午前十時 | 倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場 |

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 二通

(2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

◎岡山県公安委員会告示第三十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|-------------------------|----------------------------|
| 平成二十六年四月八日（火） 午前九時 | 岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場 |
| 平成二十六年四月八日（火） 午前九時 | 真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場 |
| 平成二十六年四月十日（木） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月十五日（火） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月十七日（木） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月二十二日（火） 午前九時 | |
| 平成二十六年四月二十四日（木） | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

| | | | | | | | | | | |
|------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 午前九時 | 平成二十六年五月一日(木) 午前九時 | 平成二十六年五月八日(木) 午前九時 | 平成二十六年五月十三日(火) 午前九時 | 平成二十六年五月十五日(木) 午前九時 | 平成二十六年五月二十日(火) 午前九時 | 平成二十六年五月二十日(火) 午前九時 | 平成二十六年五月二十二日(木) 午前九時 | 平成二十六年五月二十七日(火) 午前九時 | 平成二十六年五月二十九日(木) 午前九時 | 平成二十六年六月三日(火) |
| | | | 岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場 | 真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場 | | | | | | |

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ

| | | |
|------|-----------------|----------------------------|
| 午前九時 | 平成二十六年六月五日（木） | |
| 午前九時 | 平成二十六年六月十日（火） | |
| 午前九時 | 平成二十六年六月十二日（木） | |
| 午前九時 | 平成二十六年六月十七日（火） | 岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場 |
| 午前九時 | 平成二十六年六月十七日（火） | 真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場 |
| 午前九時 | 平成二十六年六月十九日（木） | |
| 午前九時 | 平成二十六年六月二十四日（火） | |
| 午前九時 | 平成二十六年六月二十六日（木） | |

2 イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。